

# 日本褥瘡学会が運営するセミナーの違いについて

セミナー名称	内 容	セミナー受講で申請できる 資格と受講するメリット	申請時に必要なもの
日本褥瘡学会公認 教育セミナー	3時間程度 1回3テーマ 3年で9テーマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>■日本褥瘡学会認定師 新規取得時に2回受講が必要 更新時業績点数10点</li> </ul>	教育セミナー受講証
在宅褥瘡セミナー	3時間程度 内容は各地区 の実情に合わせて	<ul style="list-style-type: none"> <li>■日本褥瘡学会在宅褥瘡予防・管理師 新規取得時に2回受講が必要* 更新時業績点数10点</li> </ul>	在宅褥瘡セミナー参加証 在宅褥瘡管理者養成セミナー 参加証or受講証
在宅褥瘡管理者養成セミナー	6時間 内容は固定 (厚労省主導)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■.1在宅褥瘡管理者 取得時に1回受講が必要</li> <li>■.2日本褥瘡学会在宅褥瘡予防・管理師 新規取得時に1回受講が必要* 更新時にも使用できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■.1在宅褥瘡管理者養成セミ ナー受講証</li> <li>■.2在宅褥瘡管理者養成セミ ナー参加証or受講証</li> </ul>

\*在宅褥瘡予防・管理師は在宅褥瘡セミナー2回“または”在宅褥瘡管理者養成セミナー1回の受講が必要です。両方受講の必要はありません。

## 「在宅褥瘡予防・管理師」と「在宅褥瘡管理者」の違い

### 在宅褥瘡予防・管理師: 日本褥瘡学会独自の認定事業

- ・申請には学会員であること
- ・在宅患者訪問褥瘡管理指導料の算定要件として下の在宅褥瘡管理者と同等の資格
- ・ちなみに日本褥瘡学会認定師も算定要件として認定されている
- ・更新が必要

### 在宅褥瘡管理者: 一般向けに対する厚労省からの委託事業

- ・在宅患者訪問褥瘡管理指導料の算定要件として新設
- ・一度とれば更新は不要

つまり・・・

認定事業は学会が先行

その後に保険請求ができる項目が新設されその要件として在宅褥瘡管理者ができた